

公益社団法人千葉県情報サービス産業協会会費規程

(目 的)

第1条 本規程は、「公益社団法人千葉県情報サービス産業協会」定款第8条(経費の負担)に規定する入会金、会費について定める。

(入会金)

第2条 本法人の入会金の額、納入期限は以下のとおりとする。

(1) 入会金の額

- ① 正会員 5万円
- ② 賛助会員 5万円

(2) 納入期限

入会月の翌月末日までとする。

(3) 資金使途

入会金はその50%を公益目的事業のために使用する。

(会 費)

第3条 会員は、毎年当該年度分の会費を以下により原則として一括して納入しなければならない。

(1) 会費の額

① 正会員

正会員の年会費は、当該事業年度の4月1日現在で在籍する常雇の従業員数に応じて以下のとおりとする。ただし千葉県外に事業所(本社、本部を含む)がある場合は、県内事業所に在籍する従業員数を算定基礎とする。

A 従業員規模	10人未満のもの	6万円
B 同	10人以上30人未満	9万円
C 同	30人以上100人未満	12万円
D 同	100人以上300人未満	15万円
E 同	300人以上	30万円

② 賛助会員 1口 6万円(1口以上)

(2) 納入期限

毎年当該事業年度の5月末日までとする。

(3) 資金使途

賛助会費はその50%を公益目的事業のために使用する。

(納入方法)

第4条 入会金及び会費は、本法人が指定した銀行口座に振り込むものとする。

(入会月割り計算等)

第5条 年度の途中で入会した会員は、入会した月を含む月割り計算により算出した会費を、入会した翌月の末日までに納入しなければならない。

2 既納の入会金および会費は、理由の如何にかかわらず一切返還しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行なうものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

(平成25年6月21日総会決議)